

特定非営利活動法人 伝統工芸つくも神 会 員 規 程

令和2年9月1日制定

第1章 総則

【目的】

第1条

本規程は、特定非営利活動法人伝統工芸つくも神（以下「当法人」という。）が運営する職人会の会員・つくも神会員に関する必要事項を定めることを目的とする。

第2章 会員

【会員の種別】

第2条 職人会員は、下記の通りとする。

伝統工芸品や日本文化を広めている職人・作家会員
当法人の目的に賛同して入会した個人

2. つくも神会員は、下記の通りとする。

- (1) 個人会員 伝統工芸品や日本文化を楽しみたい・応援したい会員
当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 企業会員 伝統工芸品や日本文化を広めている団体・企業
また伝統工芸品や日本文化を楽しみたい・応援したい団体・企業
当法人の目的に賛同して入会した団体・企業

3. 当法人は、会員の申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、申込を承諾しないことがある。

- (1) 会員の申込に際し、虚偽の届出をした場合
- (2) 当法人または会員に対する営業、勧誘またはそれらに類する行為を目的とする場合
- (3) 会員として入会しようとする者が反社会的勢力である場合もしくは反社会的勢力との関係が疑われる場合
- (4) 当法人の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものである場合または現在において未納会費がある場合
- (5) 会員として品位を損なうと認められる非行があった場合
- (6) その他、当法人にふさわしくないと判断した場合

【入会の手続き】

第3条 会員として入会しようとする者は、ホームページ上または書面にて当法人に申し込み、理事による承認を受けるものとする。

2. 当法人は入会の可否を決定したときは、入会決定通知により入会申込者に通知する。

3. 入会を承認された法人および個人は、第5条2項の入会金の支払いをもって会員たる地位を取得する。

【変更】

- 第4条 当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て本規約の変更をすることができる。
2. 会員は入会申込書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに当法人に申し出ることとする。

第3章 会員費

【入会時の金額】

- 第5条 入会を希望する者は、入会の承認を得た後、会員種別に基づき、遅滞なく別表の入会金および入会年度の会員費を支払う。

【会員費の金額】

- 第6条 会員は、会員種別に基づき、別表の会員費を支払う。
2. 会員期間は、入会時期に応じた1年間とする。
 3. 会員の更新は自動更新となる。退会の場合は第10条に基づき手続きをする。

【納入方法】

- 第7条 入会金および会員費の納入は、当法人指定の方法にて行う。
2. 入会金および会員費の納入に要する振込手数料は、入会申込者または会員の負担とする。
 3. 既納の入会金および年会費については、いかなる事由があっても返還しない。
 4. 入会金および年会費の額またはその算定基準に関する規定を変更する場合は、事前に全ての会員に変更を通知する。

別表「会員種別と会員費」

(すべて税込み)

会員種別	職人・作家会員 (個人)	つくも神会員 (個人)	つくも神会員 (団体)
年会費 (年額)	5,000 円 (1 口)	3,000 円 (1 口)	3,000 円 (10 口以上)

第4章 会員の権利義務

【会員の権利】

- 第8条 会員は、他の規程に定める他、次の権利を有する。
- (1) 当法人が行う事業及び受託事業への参加・会員価格の受領

- (2) 当法人が行う全体会合、セミナー、ワーキンググループ、企画、その他の活動の優先的な参加
- (3) 当法人が会員向けに限定して発信する情報の受領
- 2. 前項各号の権利は、譲渡することができない。
- 3. 前項各号の権利は、会員が退会または除名により会員たる地位を喪失した場合には消滅する。

【会員の義務】

- 第9条** 会員は、権利を誠実に行使し、当法人の目的を達成するために本法人の運営に協力する義務を負う。
- 2. 会員は、当法人が行う活動に参加する際、必要に応じて締結する秘密保持契約を順守する。
 - 3. 会員は、当法人の他会員に対し案件の発注または業務依頼する場合には当法人の許可を得なければならない。
 - 4. 会員は、当法人または会員に対する勧誘またはそれに類する行為をしてはならない。
 - 5. 会員は、公序良俗に反する活動をしてはならない。

第5章 資格の喪失

【退会】

- 第10条** 退会の手続きは、会員は、当法人が別に定める退会届をホームページ上または書面で届け出ることにより、任意に退会することができる。ただし、退会の届出は退会の1ヶ月以上前に行わなければならないものとする。
- 2. 会員は、退会により会員の資格を喪失する。

第6章 損害賠償

- 第11条** 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、該当会員に損害を賠償することとする。
- 2. 会員資格を喪失した後の場合も規定は継続されるものとする。

第7章 その他

【個人情報の取り扱い】

- 第12条** 当法人は、会員が入会申し込み時に届け出した会員に関する情報を適切に管理する。

- 第13条** 当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て本規約の変更をすることができる。